

	※倉庫の新增築に係る工事費や倉庫に保存する設備・食糧等は補助対象外
避難経路の確保	外階段や避難経路の設置のための改修・改造工事 通路や出入口等の拡幅のための改修・改造工事 など
屋外防災施設の整備	既存施設への屋外便所、マンホールトイレの設置工事 防火水槽・耐震性貯水槽・防災井戸の設置工事 など
避難所指定施設等のバリアフリー化	避難所指定施設及び一時滞在施設において、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる施設環境を整備するために行われるバリアフリー化のための改造工事（スロープ・エレベーター・多目的トイレの設置 など） 原則として、建築物特定施設について、建築物移動等円滑化基準を満たすために行われるものなど、身体障害者等が円滑に施設を利用するために整備するものであることを合理的に説明可能な整備が対象 ※増床部分として延べ床面積に入る部分に係る経費は補助対象外。ただし、エレベーターを設置する等の理由により、利用円滑基準・消防法等の法令を遵守するために必要となる合理的かつ最小限の増床はこの限りではない。
その他	自家発電設備等の設置工事やこれに伴い必要となる工事 など ※耐震化済の建物への設置や耐震補強工事に関連して実施するものに限る

- ※「その他」欄の自家発電設備等の設置工事や設置に伴い必要となる工事について、避難所の指定を受けている学校に限り、単体整備する場合であっても対象とする。
- ※本表に掲げるもの以外で、防災機能強化事業の実施に伴い特に必要と認められる設備の導入や改造工事を計画している場合には、事前に文部科学省にご相談ください（例：非常放送設備設置工事など）。
- ※「その他」に記載する自家発電設備等については設置工事を伴うものに限り補助対象とし、ポータブル発電機などの可搬タイプのもは補助対象外です。
- ※補助対象は工事や実施設計費であり、付随する備品等については補助対象外です。
- ※屋外（屋外階段を除く）で実施する避難経路の拡幅については、行政による指導や土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域（いわゆるイエローゾーン）への指定等を条件とします。

6-4-3 補助対象外経費

設置工事を伴わないもの（ポータブルタイプの発電機など、可搬タイプのもの等）は、補助対象外です。

6-4-4 補助率と補助対象経費の上限額・下限額

- 補助率 1 / 3 以内
- 下限額 なし
※避難所指定施設における自家発電設備等の単体整備 200万円以上
- 上限額 2億円以下
※避難所指定施設における自家発電設備等の単体整備 500万円以下

6-5 安全管理対策（防犯対策）

6-5-1 応募書類

次の1)～3)の書類を提出してください。

- 1) 計画調書（様式 6-1～6-3）
- 2) 工事予定建物の配置図・平面図（様式自由）
- 3) 工事費・実施設計費に係る入札の結果等が分かる書類や見積書の写し

6-5-2 補助対象経費

児童生徒等の安全を確保するために行う、学校施設の安全（外部からの不審者侵入による犯罪防止）対策のための改造工事に必要な経費であり、次の1)～3)の要件を満たす経費等が対象です。

- 1) 安全対策上課題を抱えている教育施設等のほか、給食施設・倉庫・ボイラー室・電気設備・機械設備等が設置されている施設（学校法人が法人部門として管理している建物を除く。）であること。

- 2) 施設の改造工事であり、安全対策上の機能が向上すると認められること。
- 3) 実施設計費（工事着工年度の前年度支出分までが対象）

[補助対象事業の例]

ア 安全対策のために行う施設工事

- ①管理諸室の配置換え・それに伴う改造工事
- ②普通教室・特別教室を含む安全対策上必要な部屋の配置換え・それに伴う改造工事
- ③門やフェンス等の設置・改修工事
- ④その他安全対策のために必要と認められる工事

イ 安全対策設備

防犯監視システムや通報設備の設置工事

6-5-3 補助対象外経費

次の1)・2)に該当する経費は、補助対象外です。

- 1) 改造工事を行わずに安全対策設備を設置する場合
- 2) 守衛所等建物の新築や増築

6-5-4 補助率と補助対象経費の上限額・下限額

- 補助率 1/3以内
- 下限額 400万円以上
- 上限額 2億円以下

※高等学校・中等教育学校（後期課程）を除く学校については、以下の補助率等を選択することも可能です。（令和7年度までの時限措置）

- 補助率 1/2以内
- 下限額 100万円以上
- 上限額 1,000万円以下

6-6 アスベスト対策工事

6-6-1 応募書類

次の1)～4)の書類を提出してください。

- 1) 計画調書（様式7-1～7-3）
- 2) 工事予定建物の配置図・平面図（様式自由）
- 3) 工事費・実施設計費・調査分析費に係る入札の結果等が分かる書類や見積書の写し
- 4) 分析結果報告書の写し（当該施設におけるアスベストの含有状況が確認できる書類）

重要！分析結果報告書以外の方法によりアスベストの含有を確認した場合は、設計・施工業者等による**確認者の証明**（様式自由、氏名・自署によるサイン）が**必要**となります。

6-6-2 補助対象経費

次の1)・2)の要件を満たす「アスベスト対策に係る経費」が補助対象です。

- 1) 吹き付けられた石綿や石綿を含む保温材・耐火被覆材・断熱材で、石綿が質量の0.1%を超えて含まれていること。（飛散性アスベスト「レベル1」に限る。）
- 2) 環境対策上問題があるとされる施設のうち、教育施設等のほか、給食施設・倉庫・ボイラー室・電気設備・機械設備等が設置されている施設（学校法人が法人部門として管理している建物を除く。）であること。